

令和8年度群馬県家畜人工授精師養成講習会開催要領

1 目的

家畜人工授精師の養成を行い、家畜人工授精の普及を図り、もって県内家畜改良増殖の推進に資する。

2 家畜の種類及び講習会受講者数

本講習会の対象家畜は牛とする。また、講習会の受講者は10名程度とする。

3 講習会の開催期間

講習会は、家畜改良増殖法に基づき指定された学科及び実習を実施する。また、講習会修了後、受講時間が規定の時間に達した者を対象に修業試験を実施する。

詳細については、下記並びに別添日程表及び講習科目・担当講師一覧表のとおり。

- (1) 講習会開催期間：令和8年6月25日（木）～7月24日（金） ※土日祝日を除く
- (2) 修業試験：令和8年7月27日（月）～7月29日（水）

4 開催場所

群馬県畜産試験場、群馬県中部農業事務所家畜保健衛生課（病性鑑定施設）、一般社団法人家畜改良事業団家畜改良技術研究所を会場として開催する。

5 受講者の資格

次の(1)及び(2)号の要件を満たし、かつ(3)から(5)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第17条の規定に該当しない者
- (2) 資格取得後、牛の家畜人工授精の業務に従事する見込みの者
- (3) 群馬県農業関係試験研究機関研究生設置規程（昭和58年群馬県告示第869号）により現在研修中で修了見込みの者、または過去において研修を修了した者
- (4) 現在、家畜（牛）の飼養管理等の業務に携わっている者
- (5) その他、知事が適当と認めた者

6 県外在住者

県外在住者で受講を希望する者は、居住する都道府県の畜産主務課長の推薦又は所属する公官庁の所属長の推薦を有することとする。

なお、希望者が定員を上回る場合は、県内在住者を優先する。

7 受講者の決定

受講願受け付け後、受講希望者本人への通知をもって行う。

ただし、受講希望者が多数の場合は別表の受講者選考委員会を設置して受講者を決定する。

8 受講手続き

受講を希望する者は、以下の書類を整えて令和8年5月27日（水）までに所管の農業事務所（家畜保健衛生課）を經由して知事に申請するものとする。

- (1) 受講願（別記様式第1号）
- (2) 履歴書（別記様式第2号）
- (3) 受講科目免除願（別記様式第3号）
- (4) 学科目取得証明書（別記様式第4号）

※(3)、(4)については講習会において学科目免除の特例を受けようとする者に限る。

9 受講手数料の徴収

群馬県畜産関係手数料条例に基づき、受講決定者に対し県発行の納入通知書を送付し、1人35,000円の講習会手数料を徴収する。

なお、自己都合により受講不可能となった者に対する講習会手数料の返還は、原則として行わないものとする。

10 修業試験の合格基準

修業試験の合格基準は、100点満点で全科目（実習を含む）平均60点以上とする。ただし、50点未満の科目が2以上ある場合、又は40点以下の科目がある場合を除く。

11 合格証明書の交付

修業試験に合格した者には、合格証明書を交付する。

12 体調不良等への対応

講習期間中に発熱や咳等が続いている場合、受講をご遠慮いただく場合があり、その際、受講者に対して講習会手数料の返還は行わない。

13 その他

本講習会については、家畜改良増殖法及び本要領に定めるもののほか、必要事項が生じた場合は、知事が別に定める。

別表

家畜人工授精師養成講習会受講者選考委員会

構成機関名
(一社) 家畜改良事業団前橋種雄牛センター
(一社) 家畜改良事業団家畜改良技術研究所
(公社) 群馬県畜産協会
群馬県中部農業事務所家畜保健衛生課 (病性鑑定施設)
群馬県畜産試験場
群馬県農政部米麦畜産課